

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

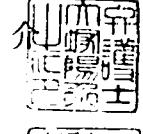
原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(50)

平成21年6月30日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	畠 中 鐵	
同 弁護士	山 岸	
被告訴訟復代理人弁護士	大 塚 陽	
同 弁護士	辻 崇	

第1 緒論

1 原告らは、原告準備書面(25)及び同(26)において、形式的には、新たな主張及びアイデア並びに各証拠を提出するが、これらは、いずれも、実質的にはこれまでの議論を繰り返すに過ぎないものか、もしくは本件との関連性が不明なものばかりであるため、被告は、本準備書面を以て、念のためその旨を説明するものである。

2 なお、本準備書面における被告の主張は、いずれも被告がこれまで提出

した答弁書や各準備書面で既に述べてきた主張を敷衍しつつ、原告らの提出した主張立証の取扱いや評価を争うものに過ぎず、新しい主張や立証を提出するものではないことを申し添える。

第2 原告準備書面（25）について

1 全体について

(1) 今般、提出された原告準備書面（25）は、「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシンが大量の耐性菌を生じせしめ、植物、さらには動物に悪影響を及ぼし、人類を滅ぼす」との仮説（以下「人類滅亡仮説」という）の立証において、「一般的条件」（目次（2頁）の第2等）などと述べ、「本件の議論」と「本件を前提としない一般論」とをすり替えるものである。原告準備書面（25）は、こうした前提で立論されている以上、全体として本件と無関係な主張であって、本件訴訟において意味をなさないから、被告が反論する必要のないものである。

(2) もっとも、原告準備書面（25）には、個々の記述においても明らかな誤りや誤導が散見されるため、以下、該当部分毎に指摘する。

2 主張について

(1) ディフェンシン耐性菌の出現の点について

ア 一般論を述べるばかりで、具体論が存在しないこと

(ア) 本件訴訟が、遺伝子技術全般の当否やディフェンシン耐性菌的一般的な出現可能性を問題とするものではなく、あくまでも、「被告が平成18年度に実施した本件作付実験によって、実際にディフェンシン耐性菌が出現するか」、また、「ディフェンシン耐性菌の出現に

より原告らの言う回復不能の損害等が発生するか」を問題とするものであることは、言うまでもない。

- (イ) それにもかかわらず、原告らは、原告準備書面（25）において、「第2、耐性菌出現及び増殖の現実的危険性の一般的条件」（第2、タイトル（2頁））などと題して、ディフェンシン耐性菌が出現するかもしれない“一般的な”条件を述べるに留まる。
- (ウ) なお、原告らは、「第3、本件の検討」（第3、タイトル（4頁）と題する部分を設けて、あたかも本件作付実験における具体的なディフェンシン耐性菌の出現を立証するかのようなタイトル付けを行っているが、その実、
- a 「2、問題点の検討（その1）」（原告準備書面（25）4頁以下8頁まで）においては、被告出願にかかる公開特許公報や被告作成のデータ等（甲94ないし98）を引用しつつ、「本件GMイネがいもち病菌の半数致死濃度以上のディフェンシンを産生すること」について、あたかもその事が重大な危険であるかのごとく喧伝するが、世界で広く栽培されているカラシナの持つ本件ディフェンシンがいもち病菌予防に一定の効果があることは争いない事実であつて、今更議論することではなく、
- b 「3、問題点の検討（その2）（耐性菌出現に関する周知の事実）」（原告準備書面（25）8頁以下11頁まで）においては、原告ら自ら「周知の事実」との副題を付して、世間で知られている“一般的な”事実を論じる旨明記していることや、「個別具体的な実験データを吟味するまでもなく」（原告準備書面（25）8頁、下から5ないし4行目）として、自ら具体的な事実の吟味を放棄している

記載からも明らかなどおり、実際に本件訴訟で問題となっている本件作付実験に関する具体的な事実は一切論じられておらず、かえつて、後記のとおり Zasloff 博士らの論文（甲 9 3。以下「Zasloff 論文」という）や被告主張の不適切な援用及び本件とは本来的に無関係である品種改良や病害虫の話題を繰り返すのみであり、結局のところ、本件作付実験についての具体的な事実に関する主張立証として認められるものは一切見当たらない。

イ Zasloff 論文の不適切な援用

(ア) 原告らは、「それから 3 年後の 2005 年、当の Zasloff が試験管で抗菌蛋白質により耐性菌が出現するのを確認し、自身の前記主張（註：M.Zasloff:Nature,415,389(2002) の論文で、「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」と述べたこと）が誤りであったことを率直に認め（た）」（原告準備書面（25）10 頁本文、下から 6 ないし 4 行目）として Zasloff 論文を援用する。

(イ) しかしながら、当方より Zasloff 博士に電子メールにより「（質問 1） Zasloff 教授が 2002 年に科学雑誌 *Nature* に発表した論文（M.Zasloff:Nature,415,389(2002)）において『抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない』旨を記載したことは事実ですか」及び「（質問 2） 上記 1. において、『YES』の場合、『2005 年に、 Zasloff 教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた』ことは事実ですか」との旨の質問を行ったところ（乙 112）、同博士より「私の論文を注意深く読むことをお勧めします」、「事実ではありません」との回答が得られており（乙 113）、原告らの言うような「当の Zasloff が試験管で抗菌蛋

白質により耐性菌が出現するのを確認し、自身の前記主張が誤りであつたことを率直に認め（た）」なる事実は存在しないことが確認された。

質問事項	Zasloff博士の回答
1 Zasloff教授が2002年に科学雑誌 <i>Nature</i> に発表した論文 (<i>M.Zasloff:Nature, 415, 389(2002)</i>)において「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」旨を記載したことは事実ですか	私の論文を注意深く読むことをお勧めします
2 上記1.において、「YES」の場合、「2005年に、Zasloff教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた」ことは事実ですか	事実ではありません

(ウ) したがって、原告らによる Zasloff 論文の当該援用は誤ったものであり、当該援用を前提とする「その結果、被告自身もまた論拠を失うに至った。そこで、科学本来の姿としては、被告もまた、Zasloff と同様、己の誤りを率直に認め、耐性菌出現の大原則に立ち戻るべきであった」（原告準備書面（25）、10頁本文下から2行目ないし11頁2行目）なる主張が何らの合理的根拠を有しないものであることが明らかとなった。

ウ 被告準備書面（45）の明らかに誤った援用と矛盾挙動

(ア) 原告らは、「被告準備書面（45）第2が明言している通り、耐性菌が出現・増殖するかどうかを判断する上で必要不可欠な事実とは、

ディフェンシンと菌とが後記2で述べる条件（註：「一定濃度の抗菌物質と菌とが一定期間継続的に接触すること」）下で接触することであって、それ以上の条件は不要である」（原告準備書面（25）2頁、下から9ないし6行目。以下「援用①」という）、「この点、被告も、本年5月7日付準備書面（45）に至り、以下の通り、原告の上記主張とほぼ同様な認識（註：援用①と同様の認識を言うものと思われる）を示すに至った¹」（同3頁、16ないし17行目。以下「援用②」という）などとして、被告準備書面（45）を援用する。

（イ） しかしながら、原告らによる当該援用は、以下に説明するとおり、意図的な誤導ともとれる決定的な誤りを含むものである。

a 必要条件と十分条件を意図的にすり替えていること

被告が、被告準備書面（45）において、「半数致死濃度を超えるディフェンシン濃度」につき、「十分条件」若しくは「必要十分条件」という言葉を一度も使用していないことからわかるように、「半数致死濃度を超えるディフェンシン濃度」というのは、あくまでも耐性菌出現の「必要条件」に過ぎない。

原告らは、単なる「必要条件」に過ぎない「半数致死濃度を超えるディフェンシン濃度」について、「それ以上の条件は不要である」（援用①）などとして「十分条件」にすり替えている点で、当該援用には決定的な誤りがあり、不当に評価を誤らせるものである。

b 「一定濃度の抗菌物質と菌とが一定期間継続的に接触すること」

では、耐性菌出現の条件として意味をなさないこと

そして、Zasloff論文（甲93）が、ディフェンシン濃度等、適切な選抜条件の発見に目標を置いたものであることからも明らか

などおり、耐性菌の出現には、「一定濃度」と「一定期間」の具体的な内容こそが重要であり（その他にも重要な要素が多々あることに注意を要する）、単に「半数致死濃度を超える濃度」を述べるのみでは、そもそも（必要）十分条件としての意味をなさない。

c 決定的な誤りと誤導

したがって、原告らによる援用①は、「必要条件」と「十分条件」をすり替えつつ、耐性菌出現の（必要）十分条件として意味をなさない原告ら提示の条件に、あたかも被告が同調しているかのような誤導を行うものであり、同様に、援用②についても、決定的な誤りと誤導が含まれているものと言わざるを得ない。

(ウ) したがって、援用①及び援用②を前提とする原告準備書面（25）

「第2、耐性菌出現及び増殖の現実的危険性の一般的条件」（2頁以下）及び「第3、本件の検討」（4頁以下）記載の各主張は、本件作付実験についての具体的な議論に欠けるばかりか、そもそも一般的な議論としても破綻している。

(エ) なお、原告らが、一貫して「水田に常時、大量に流出したディフェンシンと菌との接触」を主張していたにもかかわらず、急遽「ディフェンシンと菌とが接触する場所は特に問わない」（原告準備書面（25）2頁、下から11ないし10行目）などと愁訴し、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反する矛盾拳動に出た理由を推測するに、本件鑑定により、原告らの主張する「人類滅亡仮説」の論理的前提となる「ディフェンシン流出」の事実が否定されたことによるものと思料される。

しかしながら、ディフェンシン耐性菌が出現するためには、Zasloff

論文で設定されたような極めて特殊な環境と選抜条件が必要なのであり、単に「半数致死濃度を超えるディフェンシン濃度」のみでは（必要）十分条件にならないのであるから、「ディフェンシンと菌とが接触する場所」についても本件作付実験の具体的事實に即した詳細な検討が必須となることは当然であって、この意味においても、原告準備書面（25）は、前記アで述べたとおり、単なる一般論を述べるばかりで具体的な事實の主張と認められるものが不見当なのである。

エ 本来的に無関係な議論の羅列

また、原告らは、ディフェンシン耐性菌の出現を主張するために「品種改良」や「耐性害虫」の話題を持ち出すが、これらは科学的知見においては各々全く別の議論であるから、何らの科学的根拠もないのに、単に「話の方向性が似ている」というだけで、本件作付実験におけるディフェンシン耐性菌出現の具体的事實を類推することはできない。

オ 小 括

したがって、ディフェンシン耐性菌の出現の点について原告らが提出したアイデアは、単なる一般論に終始し、本件作付実験についての具体的な主張・立証がなされていないばかりか、当該一般論についても、学術論文や被告主張の不適切な援用を根拠とし、もしくは、無関係な議論の羅列に過ぎないものであるから、結局、本件の解決のために有益な記述は一切見当たらないのである。

（2） 耐性菌による人類滅亡仮説の点について

ア 遺伝子の水平伝搬（水平移動）について

（ア） 原告らは、「いもち病菌において、カラシナディフェンシン耐性菌

が出現・増殖した場合、その耐性菌の耐性遺伝子は、形質転換、形質導入、接合伝達などの方法により、水田の前記環境にいる他の菌に伝播する」（原告準備書面（25）下から9ないし7行目）などと述べ、人類滅亡仮説のプロセスの一つとして「遺伝子の水平伝搬」を主張する。

(イ) しかしながら、遺伝子の水平伝搬が一般的に起こるのであれば、地球上の生物の遺伝的な独立性（種の存在）は当然消滅すると考えられるところ、今日の世界がかような状況にないことは常識的に明らかであるだけでなく、生物の分類上はるかに遠く離れた生物間で遺伝子の水平伝搬が一般に起こることを示す科学的知見は皆無であるにもかかわらず、あたかもよく知られた事実であるかの如く主張するのは、意図的な誤導と考えざるを得ない。

(ウ) そして、常識に反し、科学的にも不当な「水平伝搬の発生」を、根拠のない空想科学としてではなく、訴訟における真摯な主張として提出するのであれば、それを主張する原告らにおいて、常識に反して水平伝搬が発生すること及び水平伝搬で耐性遺伝子を獲得した菌が他の菌との生存競争に勝ち残り増殖することの具体的な科学的根拠を明示すべきである。

(エ) いずれにせよ、原告らによる「水平伝搬」などという非常識な空想科学上の主張には根拠がなく、被告としては反論のしようがない。

イ 緑膿菌への水平伝搬について

(ア) また、原告らは、ヒトの病原菌に耐性遺伝子が水平伝搬するとして緑膿菌を挙げるが、緑膿菌はもともと本件ディフェンシンが効かない菌なのであって、被告は、この点について、既に被告準備書面

(15)において、「緑膿菌は、カラシナ・ディフェンシンに対して、後天的に耐性化して出現した耐性菌ではなく、元々耐性を有するものである」（2頁、3ないし4行目）と指摘し、その上で、「緑膿菌がカラシナ・ディフェンシンに対して耐性である機序について被告は情報を持っていない。むしろ緑膿菌の専門家である木暮氏に伺いたい」（同頁、7ないし9行目）として、原告らや小暮氏に対し、証明を求めていたところである。

(イ) そして、原告らや小暮氏からは、未だ当該証明に対する何らの反論、回答、説明等もないことから、意見書の作成者である小暮氏は、自身の専門である緑膿菌について、ディフェンシンへの反応性すら調査することなく安易に架空の議論を展開したものとしか考えられない状況である。

(ウ) それにもかかわらず、なおも原告らが緑膿菌の耐性化の話題を持ち出すことは、自身の誤りをいつまでも引き合いに出される小暮氏にとっても大変迷惑かつ無礼な行為なのであって、被告としても、本件訴訟に協力してくださった小暮氏に対する同情を禁じ得ないところである。

(エ) いずれにせよ、緑膿菌への耐性遺伝子の水平伝搬の主張については、当の小暮氏自身すら証明に黙する形で誤りを認めるに至った、誤った理解に基づく失当な議論であるから、被告としてもこれ以上の反論をすべき必要を認めない。

ウ 小 括

以上のように、耐性菌出現による人類滅亡仮説の点についての原告らの主張は、耐性遺伝子の水平伝搬という科学的に根拠のない事実を

前提とする点で単なる空想に過ぎず、人類滅亡なる損害が発生しないことは明らかである。

3 証拠について

(1) 甲第94号証及び95号証について

前記2(2)ア(ウ)aで述べたとおり、世界で広く栽培されているカラシナの持つ本件ディフェンシンがいもち病菌予防に一定の効果があることは当然であり、本件GMイネの体内で一定量のディフェンシンが產生されることと、原告らの要証事実たる「人類滅亡仮説」とのつながりを明確にしない限り、当該各証拠は、本件訴訟においては何らの意味も持たない。

(2) 甲第96号証ないし98号証について

立証趣旨に異論はないが、原告らの要証事実たる「人類滅亡仮説」との関連性が不明である。

(3) 甲第99号証及び100号証について

前記2(1)エで述べたとおり、本件と同列に論じることはできない「品種改良」や「耐性害虫」に関する文献であるから、立証趣旨と原告らの要証事実たる「人類滅亡仮説」との関連性が不明である。さらにいえば、本件GMイネからディフェンシンは流出しないのであるから、流出を前提とするこれらの証拠は、本件訴訟において、何らの意味も有さない。

4 原告準備書面（25）の評価

したがって、原告準備書面（25）記載の各主張及びこれにより引用される各証拠は、いずれも、本件の解決において無意味な議論や無関係の証拠に過ぎないものであることが明らかとなった。

第3 原告準備書面（26）について

1 主張について

（1）花粉飛散の点について

ア 原告準備書面（26）には新しい主張立証がないこと

（ア）被告は、本件作付実験の実施にあたり、本件圃場の上に構築物を組成し、本件GMイネには袋がけを実施するなど、物理的なしやへい措置を講じ、かつ、イネ花粉の受精能力の保持時間等の性質に応じた時間的・距離的隔離策（乙22）も実施するなど、十分な花粉飛散防止策を講じており、周辺農家において生育中の一般のイネとの自然交雑の可能性はない。

（イ）本件訴訟に先行して、原告らのうち原告1、2、4、5、7ないし10及びその他4名（以下、「原告（旧債権者）ら」という）が申し立てていた仮処分申立事件（新潟地方裁判所高田支部平成17年

（ヨ）第9号。その後、平成17年8月上旬に、原告（旧債権者）らが別途被告に対して申し立てた同様の事件（同支部平成17年

（ヨ）第10号事件）と併合審理された）の原審決定、抗告審決定、許可抗告審決定及び特別抗告審決定（以下、これらを総称して「原審決定等」という）においても、かような防止策を講じるのであれば花粉の飛散の可能性はほとんどない旨の判断がなされ、かつ、維持されている（乙1ないし4）。

（ウ）原告らは、原告準備書面（26）において、「元気で生命力ある花粉」（原告準備書面（26）3頁、4行目）とそうでない花粉という科学的根拠のない独自のアイデアを述べるのみで、実質的には、後

記イの点を除き、前記一連の仮処分申立事件（以下、単に「仮処分申立事件」という）の審理で提出した以上の新たな主張立証は提出していない。

イ 原告らによる北海道実験についての主張の不合理性

（ア） 原告らの主張

原告らは、イネの花粉が50時間も交雑能力を保持するなどと主張しながら、北海道において、北海道立農業試験場が平成19年度に行った実験（隔離距離600メートルにおいて交雫が確認されたもの。以下「北海道実験」という）の調査結果を援用し、「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」の当時の変更予定に従った「30メートル以上の隔離」を遵守して実施された本件作付実験の違法を主張する。

（イ） 北海道実験の特殊性

a しかしながら、北海道実験におけるイネの長距離交雫の原因は、「開花期前に冷水処理を行ったこと及び冷水処理を行わなくとも著しい低温に遭遇したこと等により雄性不稔が生じたことが主因」（乙114の2、13頁）であり、「大規模な花粉源に加え強い卓
越風が副因」であった。

b すなわち、「低温に当てて稔実率が低下すると、花の中に薬がきちんと働かないような花ができますので、そういうものは花粉キャッチャーみたいなものになり、イネの交雫率を大幅に高める（註：当該状態を「雄性不稔」という）」（乙114の1、7頁、下から7ないし5行目）ことが確認されているところ、北海道実験では、受粉側のイネに低温処理（イネの株元に井戸水などの冷水を流す方法

等がとられる)がされ、人為的に雄性不稔を生じさせている(乙1
14の2、4頁)。

c さらに、「第7回『第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針』
検討会」において、

(a) 「イネの開花期間は8月上旬でございます。非常に特徴的な
は、開花期の少し前、最低気温が14℃台あるいは12℃台で
すね、非常に低い最低気温になっています。12℃というと、
今週頭のほう、けっこう寒かったんですけど、19年の7月の
終わりから8月にかけて、そういう最低気温を記録していると
いうことがわかりました」(乙114の1、6頁、13ないし1
7行目)、

(b) 「実験ほ場である岩見沢地域は冷害がありまして、不稔歩合が
試験区、冷水田で低温処理したもので37.3%から47.5%、
対照区でも24.0%から27.0%とかなりの割合で不稔が
見られ、冷害の影響が出ております」(同頁、1ないし3行目)
と報告されているとおり、通常以上に低温処理の影響が出やすく、
雄性不稔が進みやすい異常な環境条件であったことが確認されて
いる。

d また、同検討会において、「先ほど風が非常に強い場所だと言つ
たんですが、開花期を見ても、平均風速で3m/秒ですとか、5m
/秒ですとか、最大風速ですと7m/秒ですとか、9m/秒ですね。
最大瞬間風速ですと、毎日10m/秒を超えるような風が後半は吹
いている。少し前だと風速20m/秒という最大瞬間風速で、台風
並みの風がありました。そのように毎日のように強い風が吹く場所

でございます」（乙114の1、6頁、下から13ないし9行目）と報告されているとおり、北海道実験の実施場所は恒常に非常に強い風が吹くという特殊な環境条件下にあり、長距離での交雑を起こさせるために敢えて「夏場に南から非常に強い卓越風が吹くということから、北海道立農業試験場としては、実験にこの場所を選んだ」（同頁、11ないし12行目）というのである。

- e このように、北海道実験は、事例としての特異性が顕著であり、本件作付実験との間にも、

	北海道実験	本件作付実験
目的	花粉を出来るだけ遠くに飛ばすための実験	本件GMイネの屋外での生育状況等を確認するための実験
開花期の風速	<ul style="list-style-type: none"> ・敢えて、南から一定方向に、恒常に、異常に強い卓越風が吹く場所を厳選 ・平均風速は3～6m／秒がほとんど ・最大風速は3～12m／秒 ・最大瞬間風速は6～20m／秒 <p>(乙114の2、6頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の強風が吹くわけない普通の圃場 ・平均風速は1.5m／秒前後がほとんど ・最大風速は3～4m／秒がほとんど ・最大瞬間風速は6～10m／秒 <p>(乙115)</p>
開花期直前の	・冷害が発生するほど低気温 (北海道)	・特に低気温など発生しない普通の圃場

気温	・最低気温は12～18℃前後 (乙114の2、6頁)	・最低気温は21～26℃前後(乙115)
低温処理の有無	交雑率を高める雄性不稔を引き起こさせるため、株元に冷水を流し続ける等の人為的な低温処理を実施	雄性不稔を引き起こす低温処理はしていない
その他防止措置の有無	花粉の飛散を防止するような措置は一切していない	花粉の飛散を防止するため、距離的隔離策に加え、時間的隔離策や物理的しゃへい措置を実施

という著しい条件の違いがあるから、北海道実験の長距離交雫の結果は、本件に採用できないことは明白である。

(ウ) 新指針は北海道実験を踏まえて設定されたものであること

そして、平成17年に文化功労者として顕彰を受け(乙116)、東京大学農学部長、東京大学副学長及び秋田県立大学学長を務めた経歴もある、日本農学会会長である鈴木昭憲博士を座長とし、我が国の生命科学の最先端の科学者や有識者12名により構成される「『第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針』検討会」(乙114の4)は、原告らの言う北海道実験の長距離交雫の結果を十分に踏まえた上で、同実験の「通常の圃場ではあり得ない特異な環境条件下で、しかも人為的な低温処理を施した場合に得られたものである」という「事例としての特異性並びに実験設計における人為性及び誘導性」を理由に、交雫の可能性を過大評価してまで栽培実験の実施自体を停止すべき必要性は認められないと判断した。その上で、

同会は、「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針改正案」（以下「新指針」という）において、遺伝子組換えイネについての「同種栽培作物等との隔離すべき距離」を「30m」（乙114の3参照）とすることで議論を止揚し、北海道実験の結果の扱いを了している。

(エ) 本件作付実験は新指針を充足すること

本件作付実験は、新指針が規定する「隔離すべき距離を30m以上とする条件」を充足しており、北海道実験を踏まえた上で、適法性を貫徹しているのである。

ウ 小括

したがって、原告らの花粉飛散の点に関する各主張は、交雑の可能性がないとの最終的な司法判断が実質的に確定している仮処分申立事件において既に尽くされた議論を繰り返すのみであり、新たに提出された北海道実験についての主張も、極端に特異な状況で行われた実験であって、全く異なる環境条件下で実施されている本件作付実験に対しては妥当しない。かえって、本件作付実験が、我が国の生命科学の最先端の科学者により構成される『第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針』検討会が結論として定めた新指針を満たしているだけでは不足だとするのであれば、これを不足と主張する原告らの側でその十分な科学的根拠を示すべきであるのに、これを提出していないのであるから、本件作付実験においては、花粉の飛散による交雫は起こらないことが明らかとなつたのである。

(2) カルタヘナ法違反の点について

ア 原告らのカルタヘナ法違反の主張

原告らは、被告による本件作付実験の第一種使用規定承認申請書（甲

1) における①ディフェンシン遺伝子の由来元について誤解を招くような記載があった点及び②ディフェンシン耐性菌の出現について記載していない点を論難し、カルタヘナ法違反を主張する。

イ 原告準備書面（26）には新しい主張立証が一切ないこと

(ア) しかしながら、被告は、①の点については、かのような記載がなされた経緯を説明した上で、既に農林水産省より了解を得ているし（乙23）、②の点については、そもそもディフェンシン耐性菌は出現しないのであるから、記載の必要性が存在しない。

(イ) すなわち、本件作付実験は、カルタヘナ法に基づき、学識経験者の意見聴取やパブリックコメントの手続きを経た後、農林水産大臣及び環境大臣の承認を得て、第1種使用規程に従って実施された隔離圃場栽培実験であり（乙14）、手続的に何らの違法な点もなかつた。

(ウ) そして、本件訴訟に先行する仮処分申立事件の原審決定においても「手続的違法が存しない」旨の判断がなされ、かつ、東京高等裁判所においても、抗告審で同様の判断が、許可抗告審で原告らの抗告を許可しない旨の決定が、それぞれなされ、さらに、最高裁判所における特別抗告審においても我が国の司法府の最終判断として上記の各判断が維持されているものであるところ（乙1ないし4）、この点について、原告らは、原告準備書面（26）においても仮処分申立事件における一連の審理で提出した以上の新たな主張立証を一切提出していないのであるから、既に我が国の司法府の確定した終局判断により解決済みの議論を意味なく蒸し返すものと言わざるを得ない。

(エ) したがって、被告としては、被告がこれまで既に提出してきた反論を以て、当該原告らの主張に対する反論とすることを改めて確認する次第である。

ウ 補 足

(ア) なお、原告らは、原告準備書面（26）においても、「Zasloff論文はその3年後には本人により撤回され（た）」（7頁、16行目）として、「(ディフェンシン耐性菌の出現の点が) 申請書に記載されていれば、本野外実験の承認がおりなかつた可能性が高い」（同頁、14ないし15行目）旨述べるが、前記第2. 2(1)イで述べたように、Zasloff博士自身から「2005年に、Zasloff教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めたこと」（乙112）は「事実ではありません」（乙113）との旨の回答が得られており、「Zasloff論文はその3年後には本人により撤回され（た）」という原告らの主張は前提となる事実を欠くものと言わざるを得ない。

(イ) また、原告らは、今般、甲第103号証及び104号証を新たに提出するが、その立証趣旨は第一種使用規定承認申請書（甲1）における前記①ディフェンシン遺伝子の由来元に関する記載についての誤解の存在を前提とするものであって、被告は、当該誤解を生じさせた経緯を説明の上、既に農林水産省よりこの点についての了解を得ている以上（乙23）、本件との関連性が認められるための前提事実を欠いている。

エ 小 括

したがって、原告らのカルタヘナ法違反の主張は、実質的には、既に尽くされた議論を繰り返すものであり、新たな主張は含まれていな

い。

2 証拠について

(1) 甲第101号証について

当該証拠は北海道実験の結果をまとめたものであるが、北海道実験については、前記1(2)で述べたとおりである。

(2) 甲第102号証について

北海道実験の点については、甲第101号証と同様、前記1(2)で述べたとおりである。

また、甲第102号証は、単に北海道における交雑についての抽象的な議論にとどまるものであって、新潟県の中央農研高田圃場で行われた本件作付実験における具体的条件のもとで交雫が起きるかどうかの点については無関係のものである。

(3) 甲第103号証及び104号証について

前記1(3)ウで述べたとおりである。

(4) 甲第105号証について

これは、単に原告らの1人が所感を述べたものに過ぎず、本件訴訟における事実認定の根拠となり得るものではない。

3 原告準備書面（26）についての小括

したがって、原告準備書面（26）に記載の原告らの各主張やこれにより引用される各証拠は、極めて特殊な環境条件で得られたデータを以て、全く環境条件の異なる本件作付実験を論難した不適切なものであるか、または、実質的に既に尽くされた議論を繰り返すものに過ぎないことが明らかとなった。

第4 結論

以上の次第であるから、原告らが原告準備書面（25）及び同（26）で提出した主張・立証は、実質的にはこれまでの主張を繰り返すのみか、もしくは、本件の解決において何らの有効な主張・立証を提出するものではないので、被告は、科学的知見に基づき、本準備書面を以て、その旨を説明した次第である。

以上